

三重県

開催報告

“内水面漁場管理委員会”

第 12 回三重県内水面漁場管理委員会が、1 月 24 日（木）13 時～三重県内水面漁場管理委員会委員室で開催されました。内容は

1. 第五種共同漁業権に係る平成 31 年度目標増殖量の事前協議について
(桑員河川) アマゴ 30 kg、ニジマス 420 kg、フナ 30 kg 他
2. 全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の開催について
→来年度は、三重県で開催予定
3. 全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の報告について
4. 漁業法の改正について
5. 次回の委員会は 3 月 7 日（木）10：00～の予定



アマゴ

< 報告：小川 美香 >

愛知県

開催予定

“海面利用協議会”

日時：平成 31 年 3 月 13 日（水）13 時 30 分～

場所：未定（県庁周辺）

議題：漁業と遊漁の調整について、潮干狩り場マップの作成等について
その他

出席：遊漁関係者 2 名、海洋性レクリエーション関係者 2 名、学識経験者 3 名、
(予定) 立会人 1 名（計 8 名） / 事務局・農林水産事務所・その他（計 10 名）



< 報告：松岡 隆春 >

* 内水面漁場管理委員会とは？

漁業法の定めるところにより、内水面（川・湖沼など）における漁業調整のため必要な指示及びその他の事務を行う委員会のこと。

* 海面利用協議会とは？

海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを職務に、水産庁長官通達に基づいて平成 6 年に設置されました。

* 漁業権とは？ 第 5 種共同漁業権とは？

漁業において、一定の漁業を独占的・排他的に営むことのできる権利のことで、定置・区画・共同漁業権の 3 種に分かれる。第 5 種共同漁業権とは、主に河川や湖沼で漁業を営む権利で、漁業協同組合に対して、漁協がその内容を管理する漁業権として知事から免許されます。